



令和7年度 定期総会議案書

■日時 令和7年4月13日(日) 午後5時30分

■会場 朝日みどりの里 食堂



館腰地域まちづくり協議会

館腰地域まちづくり協議会 事務局

村上市岩沢 5611 番地 ☎72-6881

まちづくりの理念

生きがいとふれあいに満ちた

心豊かな暮らしのあるまち 館腰

地域の将来像

- 一. 住民が集える拠点を整備し、住民・集落同士の連携・交流が盛んに行われている
- 一. 地域が協力できる体制を作り、子どもから高齢者まで生きがいを持って生活している
- 一. 地域の歴史・伝統文化・行事を次世代に伝える仕組みができている

【 総会次第 】

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議長および議事録署名人の選出

5 議 事

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告及び収支決算の報告について

第 2 号議案 館腰地域まちづくり協議会規約の一部を改正する規約

第 3 号議案 令和 7 年度館腰地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

第 4 号議案 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

6 その他

7 閉 会

第 1 号議案

令和 7 年 4 月 1 3 日 提出

令和 7 年 4 月 1 3 日 承認

令和 6 年度事業報告及び収支決算の報告について

令和 6 年度事業報告及び収支決算について、別紙のとおり承認を求めます。

館 腰 地 域 ま ち づ く り 協 議 会 令 和 6 年 度 事 業 報 告 書

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
産 業 振 興 部 会	(1)産業振興事業				
	① たてこし軽 トラ市	7月28日	地域内外 来場者数 約250名 出店数 15店舗	軽トラ市を通じて、生産者や出店者と消費者との交流を助け、地域の賑わいを創出する。	来場者数は昨年的人数を超え、協議会で用意した半殺し焼き、朝日豚串焼きは大好評であった。なお、今後も出店者の確保が課題になる。
	② 田んぼア ート	5月21日 田植え 7月22日～23日 ライトアップ 9月23日 稲刈り	地域内外 33名 約50名 24名	地域の水田を活用し田んぼアートを制作して、観光資源の創出と地域の魅力を発信する。地域が一体となって取り組み、連帯感の醸成と地域外への発信を図る	田植え～ライトアップ～稲刈りまで実施することができた。また、地域内外から多数の観覧者が訪れた。 館腰地域の代名詞ともなっている当事業を今後も力を入れてアピールしていく。



区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
交 流 活 動 部 会	(1)住民交流事業				
	① 料理講習会	1月19日	学区内	料理講習会や調理体験を通じて、地域住民の交流・親睦を深めるとともに、料理の知識や楽しさを広める。	焼きプリンづくり講習会を実施し、年配の方から小さい子どもまで、幅広い年代層の交流を図ることができた。
	② 地域交流の場の確保	通年	地域内	田んぼアートの田植え稲刈りイベント後の交流会等を通じ、地域交流の場を設ける。	田んぼアート田植えイベント時に昼食交流会を行い、参加者との交流を図ることができた。また、稲刈りイベント時には収穫した田んぼアート米を後日参加者へ配布した。



歴史文化部会	(1)歴史文化継承事業				
	① 「わたしたちのたてこしVOL.2」の検討	通年	地域内	地域の歴史などの資源調査を行い、まちづくり通信に紹介する。また、資料の蓄積を行いながら第2弾となる冊子の発行を検討する。	合同広報紙に歴史資料を掲載し、地域資源の周知と蓄積ができた。今後も継続して資料の蓄積と調査が必要である。
	② 歴史ウォーク	5月26日 参加者 12名 食推 3名	地域内外 参加者 12名 食推 3名	地域の歴史学習に健康づくりの要素も取り入れ、事業内容の充実を図る。	大葉沢城跡を散策する歴史ウォークを開催し、地域の歴史学習と健康づくりを行う事ができた。 また、食生活改善推進委員に協力いただき、昼食交流会で参加者との交流を図った。
	③ 竹の活用 「竹あかり たてこしの タペ」	9月8日 竹灯籠作り 9月14日 竹あかり	地域内外 13名 約250名	地域に多く植生する「竹」を活かし、地域の魅力発信と地域資源の活用を図る。事業を通じて三面地域まちづくり協議会、小川小学校との連携と交流を促進する。	竹あかり当日は学校や保護者らの協力、三面まち協からの協力を得ながら実施することができ、地域や学校との連携を深めることができた。



区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
総務広報部会	(1)情報発信事業				
	① 情報紙の発行	6月, 10月, 2月	全世帯 小中学校 事業所ほか	朝日地区まちづくり協議会の合同広報紙において、活動の状況や地域の話題を紹介する。	協議会の情報とともに地域情報の発信ができた。まち協の活動を多くの方に知ってもらえる事ができているので、今後も広く発信していきたい。
	② ホームページ等の活用	通年	地域内外	ホームページやFacebookを活用して取り組み状況や地域の話題などを紹介する。	SNS、ホームページを活用し、協議会の情報を発信する事ができた。次年度以降、幅広い世代へ情報を発信できるよう工夫していく。
	③ 集落活性化等支援事業	通年	5集落 2団体	集落の取組みを支援し、各集落の更なる元気づくりを支援する。また、小川小学校の朝日三面川太鼓の活動を支援する。	集落及び団体の取り組みへの支援、小川小学校の朝日三面川太鼓の支援を行い、地域の活性化を図ることができた。
	④ 課題解決の研究	通年	地域内	地域住民が抱える課題について協議し、課題解決に向けた研究および支援を行う。	有害鳥獣による被害を軽減させるため、箆腰地区区長会へ追い払い用花火の提供を行った。



区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
協議会全体	(1) 研修事業				
	① 研修事業	12月8日	協議会役員	これからのまちづくり協議会の事業や体制見直しに向けた研修会や視察研修の企画検討する。	朝日地区5まち協同で、あらかじめまち協への視察研修を行い、地区で1つのまち協として活動する事業内容等について学んだ。
	(2) 連携事業				
	① 朝日地区内各協議会との連携推進	通年	地域住民	三面地域まちづくり協議会との協力連携を推進し、朝日地区まちづくり協議会連絡会議での連携事業を実施する事で交流拡大を図る。	同じ小学校区でもある三面まち協とは、軽トラ市での出店、竹あかりでの共催を通じ、塩野町まち協とは軽トラ市への参加をしてもらうとともに、秋のフリーマーケットへの出店を通じ、他まち協と連携を図ることができた。
	② 他団体との交流・連携推進	通年	地域内外	朝日互近所ささえ隊等の各種団体や小・中学校と連携を図り、地域の活性化と人材育成を図る。	互近所ささえ隊への人的支援、小川小学校との連携した事業の実施を通じ、連携推進することができた。
	③ 地域おこし協力隊の導入準備	通年	地域内	長津地域の地域支援のため、地域おこし協力隊の導入の準備を進める。	地域おこし協力隊の受け入れに向けて、求める人材などについて協議を行った。



館 腰 地 域 ま ち づ く り 協 議 会
令 和 6 年 度 収 支 決 算 書

収入

単位：円

区分	決算額	予算額	比較	説明
1 地域まちづくり交付金	2,287,000	2,287,000	0	村上市より
2 繰越金	565,663	557,018	8,645	前年度繰越金
3 繰入金	0	400,000	△ 400,000	
4 雑入	187,353	216,982	△ 29,629	軽トラ市・塩野町まち協フリーマーケット売上 89,150円 歴史ウォーク参加料 6,900円 田んぼアート米 68,400円 田んぼアート募金 13,696円 料理教室参加料 9,000円 貯金利息 207円
合計	3,040,016	3,461,000	△ 420,984	

支出

単位：円

区分	事業	決算額	予算額	比較	説明
1	産業振興経費[産業振興部会]	1,030,233	1,320,000	△ 289,767	たてこし軽トラ市 187,102円 田んぼアート 792,977円 塩野町秋の収穫祭 50,154円
	1 産業振興事業				
2	交流活動経費[交流活動部会]	40,671	240,000	△ 199,329	地域住民交流事業 7,406円 料理教室 33,265円
	1 住民交流事業				
3	歴史文化経費[歴史文化部会]	125,462	220,000	△ 94,538	歴史ウォーク 34,434円 竹の活用事業 91,028円
	1 歴史文化継承事業				
4	総務広報経費[総務広報部会]	328,584	445,000	△ 116,416	有害鳥獣対策 29,040円 集落活性化支援 29,544円×1集落 30,000円×4集落1団体 120,000円×1団体
	1 情報発信事業				
5	組織運営経費	939,499	1,195,000	△ 255,501	
	1 報償費	478,000	490,000	△ 12,000	定期総会参加報償費 49,000円 役員報酬 165,000円 費用弁償 264,000円
	2 旅費	0	1,000	△ 1,000	
	3 需用費	108,075	190,000	△ 81,925	消耗品費（事務消耗品等） 75,515円 新役員ユニフォーム購入費 32,560円
	4 役務費	38,424	45,000	△ 6,576	送料、振込手数料
	5 使用料及び賃借料	66,000	100,000	△ 34,000	AEDリース料（月額5,500円×12ヶ月）
	6 備品購入費	0	50,000	△ 50,000	
	7 負担金	249,000	319,000	△ 70,000	朝日まち協連絡会議負担金 249,000円
6	積立金	0	0	0	
	1 積立金				
7	予備費	20,000	41,000	△ 21,000	役員家族香典
	1 予備費				
合計		2,484,449	3,461,000	△ 976,551	

収入 計 3,040,016 支出 計 2,484,449 次年度繰越額 555,567
3,040,016 - 2,484,449 = 555,567

積立金

名称	増加	減少	現在高	説明
田んぼアート運営基金	29		1,700,375	預金利息
朝日地区まちづくり協議会合同事業基金	11		600,044	預金利息

積 立 金 台 帳

積立金の名称	田んぼアート運営基金				
積立の目的	田んぼアート事業運営のため				
積立開始 年 月 日	平成30年3月28日				
積立終了 年 月 日	令和8年3月13日				
保有方法	定期貯金（北新潟農業協同組合）				
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	現在高	備 考
H30. 3. 28	新規			900,000	
H31. 3. 28	積み増し	300,077		1,200,077	自動継続
R2. 3. 28	利息	102		1,200,179	〃
R3. 3. 28	利息	102		1,200,281	〃
R3. 3. 29	積み増し	200,000		1,400,281	
R4. 3. 28	利息	24		1,400,305	自動継続
R5. 3. 13	積み増し	300,000		1,700,305	
〃	利息	12		1,700,317	自動継続
R6. 3. 13	利息	29		1,700,346	〃
R7. 3. 13	利息	29		1,700,375	〃

積立金台帳

積立金の名称	朝日地区まちづくり協議会合同事業基金				
積立の目的	朝日地区まちづくり協議会合同事業実施のため				
積立開始年 月日	令和3年3月29日				
積立終了年 月日	令和8年3月29日				
保有方法	定期貯金（北新潟農業協同組合）				
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	現在高	備考
R3. 3. 29	新規			600, 000	
R4. 3. 28	利息	11		600, 011	自動継続
R5. 3. 29	利息	11		600, 022	〃
R6. 3. 29	利息	11		600, 033	〃
R7. 3. 29	利息	11		600, 044	〃

備 品 台 帳

No.	分 類	物 品	規 格	購入日	価 格	保管場所	備考
1	写真・光学器具類	デジタルカメラ	EXILIMZ680	H24. 4. 20	49,140	地域振興課事務室	12,285円 × 4 基
2	その他	ワイヤレスアンプ	WA-1812CD	H26. 2. 19	188,790	地域振興課事務室	
3	写真・光学器具類	デジタル4Kビデオカメラ	HC-VX980M-W	H28. 3. 23	86,400	地域振興課事務室	
4	写真・光学器具類	デジタル一眼レフカメラ	NIKOND-5500	H29. 2. 17	101,700	地域振興課事務室	
5	机・テーブル	折りたたみ長机	ニシキPET-1850	H29. 8. 10	95,904	長津研修センター	15,984円 × 6 脚
6	厨房器具	ガス炊飯器	リンナイRR30S1-F	H30. 9. 26	33,480	朝日支所物品庫	
7	機械器具類	スライド丸ノコ	C12RSH2 A1	R1. 8. 20	96,498	長津研修センター	
8	厨房器具	赤外線下火式グリラー	リンナイRGK-64	R2. 10. 30	98,886	朝日支所物品庫	
9	その他事務用器具	ハードディスク	BUFFLOLS22ODN0402B	R3. 3. 8	9,636 (48,180)	地域振興課事務室 (5まち協共同)	
10	その他事務用器具	カラープリンター	EPSONEP-982A3	R3. 3. 10	6,556 (32,780)	地域振興課事務室 (5まち協共同)	
11	その他	ワンタッチタープ	khaki-VC	R5. 3. 13	41,000	地域振興課事務室	20,500円 × 2 基
12	その他	脱気シーラー	富士インパルスV-301-WK	R6. 3. 6	204,955	朝日支所物品庫	
13	- 以下余白 -						
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

令和 6 年度 集落活性化支援事業一覧

集落名	事業名／実施日	事業の目的、内容等	集落事業費	交付額	備考
古 渡 路	地域の茶の間 R 6 年12月15日	高齢者と子供たちや親世代が交流することにより地域での子育てや見守りの発展に繋げることができた。	29,544	29,544	
十 川	十川集落交流会 R 6 年11月10日	各種交流行事を通じて収穫の喜びや集落内の融和と親睦を図ることができた。	39,165	30,000	
下 新 保	地域の茶の間 R 6 年 4 月12日 ～R 7 年 2 月 9 日	自分一人ではなく他の人との交流によって健康に対する意識も高めることができた。	48,976	30,000	
長津 笑楽講	長津地区 運動会 R 6 年 6 月 9 日	長津地区4集落合同で実施し、地域の連携と盛り上がりにつなげることができた。	90,114	90,000	@30,000円 × 4 集落
	地域の茶の間 R 6 年 6 月 1 日～ R 6 年12月31日	軽運動や世間話をする事で各自の健康維持及び地域での交流活動の盛り上がりを実現することができた。	20,000	20,000	
	有害鳥獣追い払い事業 R 6 年 6 月 1 日～ R 6 年10月20日	有害鳥獣の追い払いを継続的に行い、作物被害の軽減を実現することができた。	10,340	10,000	
熊 登	観桜会 R 6 年 4 月14日	集落住民とウオロクの技能実習生で親睦を図ることができた。	47,894	30,000	
あけぼの	納涼祭 R 6 年 8 月25日	幼児から高校生が参加することで、大人とコミュニケーションが図れ、安心安全なまちづくりに効果が期待でき、集落の一体感が生まれた。	111,648	30,000	
小川 小学校	朝日三面川太鼓 R 6 年 4 月 1 日 ～R 7 年 3 月31日	地域に伝わる朝日三面川太鼓の伝承を通して、地域に誇りと愛着を持つ子供の育成を図る	200,000	30,000	
	5 集落 2 団体（9 事業）		597,681	299,544	

朝日地区まちづくり協議会連絡会議 令和6年度 収支決算書

収入

単位：円

区分	決算額	当初予算額	補正額	差引	説明
1 負担金	1,021,000	1,021,000		0	協議会負担金 514,000
2 繰越金	75,061	75,061	0	0	前年度繰越金 75,061
3 雑入	323	939	0	△ 616	預金利子 323
合計	1,096,384	1,097,000	0	△ 616	

支出

単位：円

区分	決算額	当初予算額	補正額	差引	説明
1 自主事業	613,452	619,000	0	△ 5,548	
1 研修事業開催経費	45,280	166,000	0	△ 120,720	研修会 (研修：講師・コーディネーター)
2 広報活動経費	568,172	453,000	0	115,172	6月・10月・2月発行(453,000) 朝日中学校WS成果品発行(115,172)
3 合併に向けた検討事業費	0	0	0	0	
2 団体・学校等支援事業費	135,000	120,000	0	15,000	
2 朝日中学校支援経費	135,000	120,000	0	15,000	講師料・ WS コーディネーター料 135,000
3 組織運営経費	181,597	348,000	0	△ 166,403	
1 需用費	25,542	20,000	0	5,542	消耗品費・郵送料・ 修理費 25,542
2 負担金	156,055	328,000	0	△ 171,945	あさひまつり分 100,000 互近所ささえ～る隊 56,055
4 予備費	0	10,000	0	△ 10,000	
合計	930,049	1,097,000	0	△ 166,951	

収入合計		支出合計		残額
1,096,384	－	930,049	＝	166,335

監 査 報 告 書

館腰地域まちづくり協議会規約第 17 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度館腰地域まちづくり協議会事業報告書及び収支決算書について監査を実施しましたので報告します。

監査の結果

- (1) 収入支出の証拠書類及び預金通帳を照合した結果、誤りなく適正に処理していると認めます。
- (2) 事業報告書は、館腰地域まちづくり協議会の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和 7 年 3 月 3 1 日

監事 中山 久一 

監事 島田 幸男 

令和 7 年 4 月 1 3 日 提出

令和 7 年 4 月 1 3 日 承認

館腰地域まちづくり協議会規約の一部を改正する規約

館腰地域まちづくり協議会規約（平成 24 年制定）の一部を次の通り改める。

第 11 条第 7 項第 3 号を次のように改める。

（3）会長、副会長、事務局長及び監事の承認に関すること。

附則

この規約は令和 7 年 4 月 13 日から施行する。

改正理由
役員については区長会から選出してもらっているため、理事は総会での承認を求める必要は無く、総会で承認を求めるのは三役及び監事のみとするもの。

館腰地域まちづくり協議会 規約 改正（案）新旧対照表

現行	改正案
（総会） 第 11 条 7 総会はこの規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。 <u>（3）役員の承認に関すること</u>	（総会） 第 11 条 7 総会はこの規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。 <u>（3）会長、副会長、事務局長及び監事の承認に関すること。</u>

館腰地域まちづくり協議会 規約 改正（案）

平成24年 3月18日制定

（目的）

第1条 本会は、地域の個性や課題に応じた活性化対策を館腰地域に暮らす住民がお互い知恵を出し、協力し合い、生きがいとふれあいに満ちた心豊かな暮らしのある地域をつくることを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、館腰地域まちづくり協議会と称する。

（事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地「村上市朝日支所」内に置く。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

（構成）

第5条 本会は、館腰地域に居住する人及び館腰地域で事業を実施する個人若しくは法人又は館腰地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部正副部会長 若干名
- (5) 理事 25名以内
- (6) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 理事及び監事は、構成員の中から区長会が「別表」により選出する。ただし、監事の選出については、総会の承認を得るものとする。

館腰地域まちづくり協議会 規約 改正（案）

（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会事務及び会計を総括する。
- 4 専門部正副部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。
- 5 理事は各専門部の事業に参画する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代議員）

第9条 代議員は会長が委嘱する。

- 2 代議員は、本会の構成員の中から区長会が「別表」により選出する。
- 3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、代議員になる事ができない。

（会議）

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

（総会）

第11条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 総会の議長は、会長が行うものとする。
- 6 総会の議事は、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、この規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長、事務局長及び監事の承認に関すること。

館腰地域まちづくり協議会 規約 改正（案）

- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

（総会の議事録）

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

（役員会）

第13条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

（専門部会）

第14条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 産業振興部会
 - (2) 交流活動部会
 - (3) 歴史文化部会
 - (4) 総務広報部会
- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

（事務局）

第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。

館腰地域まちづくり協議会 規約 改正（案）

（会計）

第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

（監査）

第17条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

（規約の変更）

第18条 この規約は、総会において総会出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

（書類及び帳簿の備付け）

第19条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

（個人情報保護の取扱い）

第20条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

（その他）

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年 3月18日から施行する。

この規約の変更は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規約の変更は、令和7年4月13日から施行する。

第 3 号議案

令和 7 年 4 月 1 3 日 提出

令和 7 年 4 月 1 3 日 承認

令和 7 年度館腰地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

令和 7 年度館腰地域まちづくり協議会役員の選出について、下記のとおり承認を求めます。

記

役 職	氏 名	集 落
事 務 局 長	渡 邊 良 雄	熊 登

第 4 号議案

令和 7 年 4 月 1 3 日 提出

令和 7 年 4 月 1 3 日 承認

令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和 7 年度事業計画及び収支予算について、別紙のとおり承認を求めます。

館 腰 地 域 ま ち づ く り 協 議 会
令 和 7 年 度 事 業 計 画 書 (案)

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
産 業 振 興 部 会	(1)産業振興事業				
	① たてこし軽 トラ市	7月～8月	地域内外	軽トラ市を通じて、生産者や出 店者と消費者との交流を助け、 地域の賑わいを創出する。	
	② 田んぼアー ト	5月～10月 田植え 稲刈り	地域内外	地域の水田を活用し田んぼアー トを制作して、観光資源の創出 と地域の魅力を発信する。地域 が一体となって取り組み、連帯 感の醸成と地域外への発信を図 る。	
	③ 朝日豚串焼 きの製作・ 販売	通年	地域内外	たてこし軽トラ市や塩野町まち 協秋の収穫祭へ出店し、朝日豚 串焼きの販売を行う。	
交 流 活 動 部 会	(1)住民交流事業				
	① 料理講習会	10月～11月	地域内外	料理講習会や調理体験を通じ て、地域住民の交流・親睦を深 めるとともに、料理の知識や楽 しさを広める。	
	②地域交流 の場の確保	通年	地域内	田んぼアートの田植え稲刈りイ ベント後の交流会等を通じ、地 域交流の場を設ける。 また、各集落ごとに記念に残る 集合写真撮影の場を設ける。	
	③田んぼ アート米を 使った半殺 し焼きの製 作・販売	通年	地域内外	たてこし軽トラ市や塩野町まち 協秋の収穫祭へ出店し、半殺し 焼きの販売を行う。	
	④ 桜並木ライ トアップ	4月	地域内外	桜並木のライトアップを熊登集 落と共催で行い、地域の魅力創 出を図る。	
歴 史 文 化 部 会	(1)歴史文化継承事業				
	① 「わたした ちのたてこ しVOL.2」 の検討	通年	地域内	地域の歴史などの資源調査を行 い、合同広報紙にて紹介する。 また、歴史資料の蓄積を行いな がら第2弾となる冊子の発行を 検討する。	
	② 歴史ウォー ク	5月～6月	学区内	地域の歴史学習に健康づくりの 要素も取り入れ、事業内容の充 実を図る。	
	③ 竹の活用 「竹あかり たてこしの タペ」	9月 竹灯籠作り 9月13日 竹あかり	地域内外	地域に多く植生する「竹」を活 かし、地域の魅力発信と地域資 源の活用を図る。事業を通じて 三面地域まちづくり協議会、小 川小学校との連携と交流を促進 する。	

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
総務広報部会	(1)情報発信事業				
	① 広報紙（つ つむ）発行 の編集	6月，10月， 2月	全世帯 小中学校 事業所ほか	朝日地区まちづくり協議会の合 同広報紙において、活動の状況 や地域の問題を紹介する。	
	② ホームペー ジ等の活用	通年	地域内外	ホームページやFacebookを活用 して協議会の取り組み状況や地 域の問題などを紹介する。	
	③ 集落活性化 等支援事業	通年	地域内	集落の取り組みを支援し、各集 落の更なる元気づくりを支援す る。また、小川小学校の朝日三 面川太鼓の活動を支援する。	
	④ 課題解決の 研究	通年	地域内	地域住民が抱える課題について 協議し、課題解決に向けた研究 および支援を行う。	
	⑤ 地域の茶の 間等支援事 業	通年	地域内	地域の茶の間等の高齢者福祉事 業を実施している集落及び団体 へ助成金を交付し、活動の支援 を行う。	新規
協議会全体	(1)研修事業				
	① 研修事業		協議会役員等	これからのまちづくり協議会の 事業や体制見直しに向けた研修 会や視察研修の企画検討する。	
	(2)連携事業				
	① 朝日地区内 各協議会と の連携推進	通年	地域住民	三面地域まちづくり協議会との 協力連携を推進し、朝日地区ま ちづくり協議会連絡会議での連 携事業を実施する事で交流拡大 を図る。	
	② 他団体との 交流・連携 推進	通年	地域内外	朝日互近所ささえ～る隊等の各 種団体や小・中学校と連携を図 り、地域の活性化と人材育成を 図る。	
	③地域おこ し協力隊の 導入準備	通年	地域内	長津地域の地域支援のため、地 域おこし協力隊の導入の準備を 進める。	

館 腰 地 域 ま ち づ く り 協 議 会
令 和 7 年 度 収 支 予 算 書 (案)

収 入

(単位：円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	2,259,000	2,287,000	△ 28,000	村上市より
2 繰越金	555,567	557,018	△ 1,451	前年度繰越金
3 繰入金	300,000	400,000	△ 100,000	田んぼアート基金
4 雑 入	234,433	216,982	17,451	軽トラ市出店料・売上金、冊子販売代、料理講習会参加料、歴史ウォーク参加料、貯金利息、田んぼアート募金 ほか
合 計	3,349,000	3,461,000	△ 112,000	

支 出

(単位：円)

区 分	事 業	本年度	前年度	比 較	説 明
1 産業振興経費 [産業振興部会]		1,200,000	1,320,000	△ 120,000	たてこし軽トラ市 200,000円 田んぼアート 900,000円 他団体イベント出店費 100,000円
	1 産業振興事業				
2 交流活動費 [交流活動部会]		255,000	240,000	15,000	料理講習会 75,000円 ポイントカード 30,000円 地域住民交流事業 100,000円 桜並木ライトアップ 50,000円
	1 住民交流事業				
3 歴史文化経費 [歴史文化部会]		220,000	220,000	0	歴史資料冊子 20,000円 歴史ウォーク 50,000円 竹の活用事業 150,000円
	1 歴史文化継承事業				
4 総務広報経費 [総務広報部会]		500,000	445,000	55,000	広報紙取材経費 5,000円 特別号刊行経費 50,000円 集落活性化支援 30,000円 × 11集落 地域の茶の間等支援 5,000円 × 11集落 朝日三面川太鼓 30,000円 地域課題への支援 30,000円
	1 情報発信事業				
5 組織運営経費		1,154,000	1,195,000	△ 41,000	
	1 報償費	558,000	490,000	68,000	役員年額 165,000円 費用弁償 325,000円 定期総会参加報償費 68,000円
	2 旅 費	1,000	1,000	0	(視察)旅費
	3 需用費	136,000	190,000	△ 54,000	消耗品費、食糧費補助等
	4 役務費	45,000	45,000	0	振込手数料、送料
	5 使用料及び賃借料	100,000	100,000	0	会場等使用料、AEDリース料
	6 備品購入費	50,000	50,000	0	
	7 負担金	264,000	319,000	△ 55,000	朝日まち協連絡会議負担金 214,000円 研修会費用 50,000円
6 積立金		0	0	0	
7 予備費		20,000	41,000	△ 21,000	
合 計		3,349,000	3,461,000	△ 112,000	

収支差引き残高 0円

予算の補正及び流用については会長に一任する

館腰地域まちづくり協議会 規約（案）

平成24年 3月18日制定

（目的）

第1条 本会は、地域の個性や課題に応じた活性化対策を館腰地域に暮らす住民がお互い知恵を出し、協力し合い、生きがいとふれあいに満ちた心豊かな暮らしのある地域をつくることを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、館腰地域まちづくり協議会と称する。

（事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地「村上市朝日支所」内に置く。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

（構成）

第5条 本会は、館腰地域に居住する人及び館腰地域で事業を実施する個人若しくは法人又は館腰地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部正副部長 若干名
- (5) 理事 25名以内
- (6) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 理事及び監事は、構成員の中から区長会が「別表」により選出する。ただし、監事の選出については、総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会事務及び会計を総括する。
- 4 専門部正副部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。
- 5 理事は各専門部の事業に参画する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は会長が委嘱する。

- 2 代議員は、本会の構成員の中から区長会が「別表」により選出する。
- 3 代議員は総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、代議員になる事ができない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 総会の議長は、会長が行うものとする。
- 6 総会の議事は、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、この規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長、事務局長及び監事の承認に関すること。

- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第14条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 産業振興部会
 - (2) 交流活動部会
 - (3) 歴史文化部会
 - (4) 総務広報部会
- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第17条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において総会出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第19条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第20条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年 3月18日から施行する。

この規約の変更は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規約の変更は、令和7年4月13日から施行する。

別表

1、代議員の選出について

- ・代議員は、1月1日の住民基本台帳の世帯数により、下表のとおり選出する。

(令和7年1月1日現在、単位：人)

集 落	世帯数	50世帯に1名	基本2名	代議員数
大場沢	105	2	2	4
古渡路	85	1	2	3
小 川	96	1	2	3
十 川	55	1	2	3
下新保	147	2	2	4
笹 平	40	0	2	2
瑞 雲	17	0	2	2
釜 杭	11	0	2	2
小 揚	26	0	2	2
熊 登	14	0	2	2
あけぼの	65	1	2	3
計	661	8	22	30

2、理事、監事の選出について

- ・理事は、1月1日の住民基本台帳により、集落の世帯数が100世帯以下は2人、101世帯以上は3人とする。
- ・監事は100世帯以上の集落から選出し、下新保から常時1名、大場沢、小川から任期ごとに交互に選出する。

(令和6年1月1日現在、単位：人)

集 落	人 口	世帯数	理事数	監事数
大場沢	266	108	3	(1)
古渡路	210	85	2	
小 川	284	101	3	(1)
十 川	173	56	2	
下新保	463	147	3	1
笹 平	136	41	2	
瑞 雲	58	17	2	
釜 杭	29	11	2	
小 揚	83	27	2	
熊 登	38	14	2	
あけぼの	174	65	2	
計	1,914	672	25	2

地域の茶の間等支援事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館腰地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、館腰地域内の集落、複数の集落の連合体及び集落内で活動する団体（以下「団体」という。）が行う地域の元気づくり事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者福祉・交流・健康増進事業
- (2) その他特に協議会が認める事業

(助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落等へ交付する助成金の額は、1団体あたり年額5,000円を上限とし、複数回の申請も可能とする。ただし、助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額の範囲内で助成金を交付する。

2 次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) アルコール類の飲料費
- (2) 領収書等により確認することができない経費
- (3) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成を希望する集落等は、地域の茶の間等支援事業助成金申請書を協議会に提出する。

(事業報告)

第5条 事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに事業実施報告書を提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに協議会に返還しなければならない。

(交付回数の制限)

第6条 集落等は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する

第2次 館腰地域まちづくり計画



『 生きがいとふれあいに満ちた 心豊かな暮らしのあるまち 館腰 』

令和4年4月

(令和6年4月 一部改正)

館腰地域まちづくり協議会

1 地域の特徴、課題

館腰地域は朝日地区の南部に位置し、三面川左岸の平坦地に小川、古渡路、あけぼの、大場沢、十川、下新保の6集落、長津川沿いに熊登、笹平、瑞雲、釜杭の4集落、小揚川沿いに小揚集落があり、山間部から平坦地まで11集落が点在しています。熊登遺跡、中平遺跡など縄文時代の遺跡からもわかるとおり、この地域には古くから脈々と人々が暮らしてきました。各集落がムラとして生活してきたものが、明治22年の町村制施行により、館腰村、長津村となり、明治34年に両村が合併し、館腰村ができました。昭和29年の合併により朝日村、平成20年の合併で現在の村上市となっています。

館腰地域は三面川、支流長津川がつくる肥沃な大地で稲作を中心に農業が行われてきたが時代とともに年々農業者数は減少しています。国勢調査による人口の推移は朝日地区全体では昭和30年に19,184人だったものが平成22年には10,623人、令和2年には8,604人となり約55%減少し、館腰地域においても昭和30年に3,551人いた人口が令和2年には2,026人まで減少しています。

道路交通網は年々整備され、地域内を国道7号、県道高根村上線、鶴岡村上線が貫通し交通の要所となっています。平成23年には日本海東北自動車道が朝日地区まで開通し、当地域には朝日三面インターチェンジが完成しました。

各集落では盆踊りや公民館活動など伝統的な行事が継承されていますが、雇用の場の減少、少子高齢化、人口の減少などに伴う担い手の減少により、地域活動の維持が困難となり、地域の将来に不安を抱える住民も少なくありません。

こうしたことから、今後のまちづくりの原動力となるコミュニティ活動を活性化させることを目標に、住民・集落同士の交流を進めながら、地域の自然環境や伝統文化を再認識し、住民同士の相互扶助意識の醸成を促すことで、住民一人一人が生きがいを持ち、支え合う連帯感のある地域社会を形成する環境づくりが必要となってきています。

2 地域のまちづくりの理念、将来像（目標年度：令和8年度）

住民と行政が一体となり、地域の活力を高めるために、まちづくりの理念と将来像を決定しました。

《 まちづくりの理念 》

『生きがいとふれあいに満ちた

心豊かな暮らしのあるまち 館腰』



《 将来像 》

- 一．住民が集える拠点を整備し、住民・集落同士の連携・交流が盛んに行われている
- 一．地域が協力できる体制を作り、子どもから高齢者まで生きがいを持って生活している
- 一．地域の歴史・伝統文化・行事を次世代に伝える仕組みができている

3 具体的な取り組みの方向性、実施事業計画等（計画年度：令和4年度～令和8年度）

基 本 方 針	具 体 的 な 取 組 み の 方 向 性 事 業 実 施 計 画	事 業 実 施 年 度				
		4	5	6	7	8
住民が集える拠点を整備し、住民・集落同士の連携・交流が盛んに行われている	① 地域住民が集い、住民同士を繋ぐ拠点づくりに取り組む					
	② 地域の特産物を発掘もしくは活用し、地域外との積極的な交流を図る					
	③ 各集落や他のまちづくり組織、小学校等との連携を推進する					
地域が協力できる体制を作り、子どもから高齢者まで生きがいを持って生活している	① 地域課題の解決に取り組むとともに取り組んでいる団体を支援する					
地域の歴史・伝統文化・行事を次世代に伝える仕組みができている	① 地域の歴史や風土、行事などの文化継承を推進する					
	② 広報紙や SNS 等を活用し、地域情報を発信する					
	③ 地域のキーマンとなる人材の確保および育成を図る					

令和 7 年 度
館腰地域まちづくり協議会 代議員名簿

No.	選出集落	氏 名	No.	選出集落	氏 名
1	大 場 沢	貝 沼 昇	18	笹 平	小 池 孝 男
2	大 場 沢	鈴 木 一 嘉	19	笹 平	中 山 栄
3	大 場 沢	吉 村 正 明	20	瑞 雲	小 池 越 也
4	大 場 沢	貝 沼 和 幸	21	瑞 雲	小 池 光 弘
5	古 渡 路	須 貝 哲 男	22	釜 杭	阿 部 修 一
6	古 渡 路	石 田 照 幸	23	釜 杭	後 藤 二 郎
7	古 渡 路	八 藤 後 テル子	24	小 揚	齋 藤 幸 一
8	小 川	長 谷 部 義 之	25	小 揚	齋 藤 一 友
9	小 川	船 山 和 男	26	熊 登	佐 藤 平
10	小 川	藤 原 輝 男	27	熊 登	島 田 與 一 郎
11	十 川	貝 沼 誠 司	28	あけぼの	田 村 操
12	十 川	高 橋 勉	29	あけぼの	本 間 唯 斗
13	十 川	高 橋 文 明	30	あけぼの	島 田 知 子
14	下 新 保	小 田 友 昭			
15	下 新 保	小 田 輝			
16	下 新 保	島 田 清 輝			
17	下 新 保	谷 井 正 和			

令和 7 年 度
館 腰 地 域 ま ち づ くり 協 議 会 役 員 名 簿 (案)

No.	選出集落	役 職	所属部会	氏 名	備 考
1	大 場 沢	会 長	歴 史 文 化 部 会	吉 村 和 昭	
2	笹 平	副 会 長	交 流 活 動 部 会 (部 会 長)	小 池 幸 栄	
3	あ け ぼ の	副 会 長	総 務 広 報 部 会 (部 会 長)	高 橋 慎	
4	熊 登	事 務 局 長	産 業 振 興 部 会	渡 邊 良 雄	
5	大 場 沢	理 事	産 業 振 興 部 会	高 橋 一 栄	
6	大 場 沢	理 事	産 業 振 興 部 会 (副 部 会 長)	貝 沼 二 美 子	
7	古 渡 路	理 事	産 業 振 興 部 会	貝 沼 豊	
8	小 川	理 事	産 業 振 興 部 会	藤 原 梨 香	
9	下 新 保	理 事	産 業 振 興 部 会 (部 会 長)	小 田 紳 哉	
10	下 新 保	理 事	産 業 振 興 部 会	谷 井 孝 弘	
11	小 揚	理 事	産 業 振 興 部 会	齋 藤 典 幸	新任
12	小 川	理 事	歴 史 文 化 部 会 (部 会 長)	石 栗 一 成	
13	小 川	理 事	歴 史 文 化 部 会	石 栗 広 樹	
14	瑞 雲	理 事	歴 史 文 化 部 会	小 池 聡 子	
15	釜 杭	理 事	歴 史 文 化 部 会 (副 部 会 長)	阿 部 幸 人	
16	釜 杭	理 事	歴 史 文 化 部 会	阿 部 豊	
17	古 渡 路	理 事	総 務 広 報 部 会	八 藤 後 弘 清	
18	笹 平	理 事	総 務 広 報 部 会 (副 部 会 長)	中 山 靖 夫	
19	瑞 雲	理 事	総 務 広 報 部 会	小 池 康 弘	
20	小 揚	理 事	総 務 広 報 部 会	齋 藤 文 子	
21	十 川	理 事	交 流 活 動 部 会	木 村 茂 穂	
22	十 川	理 事	交 流 活 動 部 会	高 橋 貴 美 子	
23	下 新 保	理 事	交 流 活 動 部 会	秦 光 利	
24	熊 登	理 事	交 流 活 動 部 会 (副 部 会 長)	貝 沼 ひ ろ み	
25	あ け ぼ の	理 事	交 流 活 動 部 会	菅 井 真 由 子	
26	大 場 沢	監 事		中 山 久 一	
27	下 新 保	監 事		島 田 幸 男	

敬称省略

朝日支所地域振興課 自治振興室	長 谷 部 祥 太	
-----------------	-----------	--

